(仮称)青葉町地域集会施設の概要が決まりました

施設のコンセプト
地域の憩い・交流の拠点として、自治会、市民団体、個人等の人々が集い、コミュニケーションが生まれる場として設置します。

管理主体・運営の考え方
管理は、施設周辺自治会などで構成された協議会により共同で行うことを想定しています。管理・運営の具体的な内容については、地域住民の代表による設立準備委員会で協議しています。

施設の概要
場所　青葉町3－30－3
※**左図**参照
敷地面積　1千546㎡
延べ床面積　164㎡
構造　軽量鉄骨平屋建て
工事日程(予定)　着工10月、竣工平成23年3月
施設内容　50名定員の集会室2室、事務室、ロビー、健康器具を設置した庭園など
※**左上図**参照
★工事に関する説明会を実施します。日程等詳細は、決まり次第、市報や市のホームページ等でお知らせします。

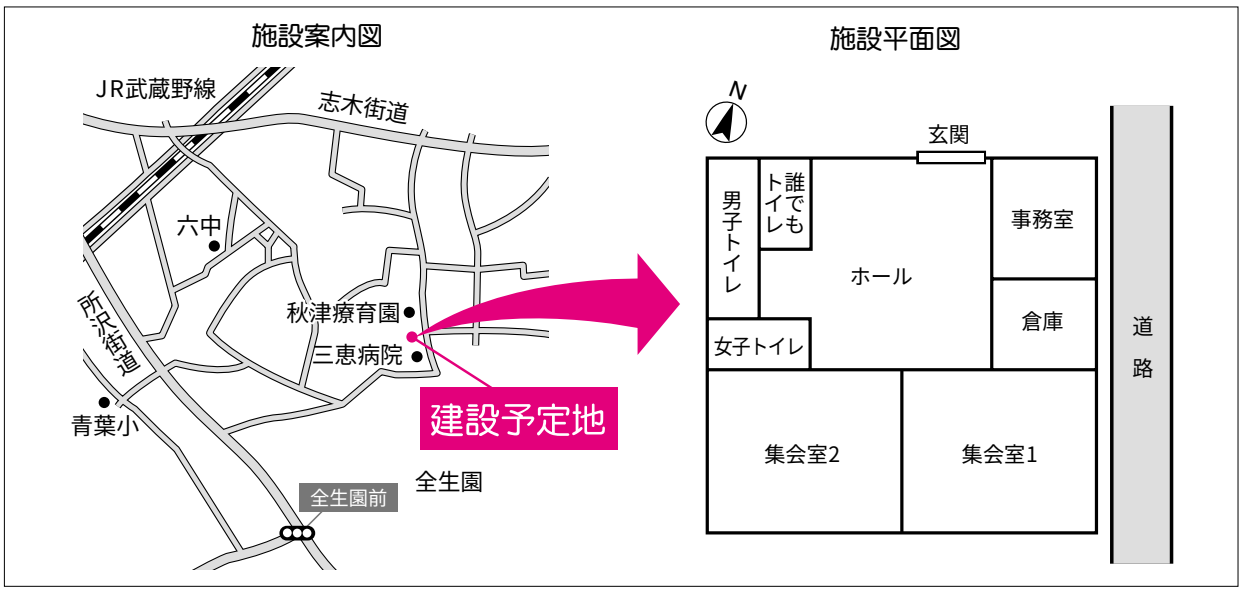

問い合せ　市民部市民協働課

国勢調査にご協力ください

10月1日現在で全国いっせいに国勢調査を行います。
平成22年の国勢調査は、我が国が人口減少社会となって実施する最初の国勢調査です。

対象　日本に住んでいるすべての人及び世帯（外国人を含む）

調査方法　9月23日（祝）～30日（木）までに調査員が各世帯を訪問して、調査票・郵送提出用封筒などを配付します。

調査内容　氏名、男女の別、出生の年月、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方、通勤・通学の別など20項目

提出期日　10月7日（木）

提出方法　今回の調査から、郵送、調査員への提出、インターネットから、提出方法を選択いただけるようになりました。
※詳細は、9月20日（祝）～22日（水）に全戸配布する予定のリーフレット「国勢調査のお知らせ」をご確認ください。

国勢調査Q＆A

Q調査結果はどんなことに使われるの？
A児童福祉、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、地域の活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。

Q国勢調査員はどんな人がなるの？
A調査票を配付・回収する国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。調査員は、「国勢調査員証」を携帯して調査に伺います。

Qどうしても答えなければいけないの？
A統計法では、正確な統計を作成するために、調査票に記入して提出する義務（報告義務）が定められています。

Q個人情報は守られるの？
A調査する人が、調査の結果を他人にもらしたり、統計をつくる目的以外に使ったりすることは法律で固く禁じられています。集計後、調査票は溶かして再生紙として生まれ変わります。

Q調査結果はいつ分かるの？
A人口・世帯数の速報は、平成23年2月に公表され、そのほかの集計結果は、同年6月から順次公表されます。

問い合せ　総務部総務課

住民税（市民税・都民税）の年金からの引き落とし（特別徴収）についてお知らせします

昨年10月から、国の制度改正により、65歳以上のかたの年金所得にかかる住民税の徴収方法が変わり、公的年金からの引き落としが始まりました。ここでは、引き落とし開始後、お問い合せの多い制度の概要や注意点についてお知らせします。
※この制度改正は納税する方法が変わるものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

引き落としの対象になるかた

○平成22年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、年金所得にかかる納税義務のあるかた
※非課税のかたや、65歳未満のかたの年金からの引き落としはありません。

引き落としの対象にならないかた

○介護保険料が年金から引き落としされていないかた
○引き落としの対象となる年金の年額が18万円以下のかた
○住民税の引き落とし額と年金から引き落としされる各保険料や所得税の合計額が年金の支給額より多くなるかた
※住民税は、介護保険料の引き落としが行われている年金からの引き落としになります。他の年金からの引き落としはできませんのでご了承ください。
○1月1日以降に東村山市を転出したかた
○年金収入以外に給与所得があり、給与から住民税を引き落としされているかた（東村山市で課税の場合）
これらの理由で年金からの引き落としができないかたや、税額の変更や年金の支給停止等が発生し、年金からの引き落としが中止になるかたは、住民税を普通徴収（納付書又は口座振替）で納めていただきます。

引き落としの方法

平成22年度から公的年金からの住民税の引き落としが開始されるかた
引き落とし1年目のかた
平成22年度の住民税のうち半分については、平成22年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただき、10月支給分以後、偶数月に年金から引き落としとなります。
公的年金から引き落とされる住民税額につきましては、6月に送付した納税通知書3ページ目の「公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額および徴収月」欄をご確認ください。

平成21年から引き落としが開始されたかた
引き落とし2年目のかた
平成22年度の住民税額は、平成22年4・6・8月に仮徴収として引き落とした額を1年間の住民税額から差し引き、その差し引いた額の3分の1ずつを10・12・2月に引き落としします。仮徴収した額が、1年間の税額を上回る場合は、年金保険者から市へ納入され次第還付されます。

その他の注意点

引き落としは、公的年金所得にかかる住民税額が対象になります。公的年金以外の所得があったかたは、年金からの引き落としとは別に、普通徴収（納付書又は口座振替）で住民税を納めていただきます。（合計年税額から年金からの引き落とし税額を差し引いた額を普通徴収で納めていただきます。）
公的年金所得にかかる住民税は、地方税法の規定により、後期高齢者医療保険の保険料や国民健康保険税のように、納付方法の選択（年金からの引き落としと口座振替の選択）をすることができませんのでご了承ください。

問い合せ　市民部課税課

おわびと訂正

市報9月1日号1面に掲載しました「長寿を共に祝う会　各地区会場案内」の表中、9月18日（土）開催の秋津町地区の開始時間は、正しくは午後1時です。
関係者及び市民の皆さんにご迷惑をおかけしましたことをおわびして訂正します。
なお、招待者に送付している招待状には正しい開始時間が記載されています。

問い合せ　健康福祉部高齢介護課

国保 短期証が更新になります

国民健康保険短期被保険者証（短期証）は、10月に更新となります。新しい短期証は郵送又は窓口での交付となります。

郵送のかた　9月下旬に短期証を郵送します。新しい短期証がお手元に届きましたら、古いものは直接保険年金課（本庁舎1階8番窓口）までお返しください。

窓口交付のかた　保険年金課の窓口で交付します。該当するかたには事前に通知しますので、指定期間内に同課窓口へお越しください。

問い合せ　健康福祉部保険年金課

有料自転車等駐輪場 指定管理者募集

市では、市内の有料自転車等駐輪場（12か所）の管理運営を、平成23年度から行う指定管理者について、次のとおり募集します。

対象施設
○久米川駅南口第1・第2駐輪場
○東村山駅東口第1～第4駐輪場
○秋津駅第1・第2駐輪場
○新秋津駅第1・第3・第4駐輪場
○萩山駅北口駐輪場

応募資格　有料自転車等駐輪場又は類似施設（有料自動車駐車場等）の管理及び運営について2年以上の実績を有し、指定期間中、安全かつ円滑に施設の管理運営を行える法人又は団体

※事業内容等詳細は、募集要項をご覧ください。

募集要項の配布　9月15日（水）～30日（木）の午前8時30分～午後5時に直接、交通課（本庁舎4階）へ
※閉庁日と正午～午後1時を除く
※市のホームページの「新着情報」から募集要項がダウンロードできます。

申請受付　申請書（応募要項に添付）に必要事項を記入し、必要書類を添えて、10月12日（火）～19日（火）の午前8時30分～午後5時に直接、交通課へ
※閉庁日と正午～午後1時を除く

事業説明会の開催
日時　10月1日（金）午後2時～4時
場所　北庁舎2階第4会議室
※申込み不要、直接会場へ

問い合せ　都市環境部交通課

9月21日（火）～30日（木）秋の全国交通安全運動